

条 例 案 の 概 要

議案第75号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 期末手当の支給割合の改定

<令和2年12月支給分>

100分の225 → 100分の220

(第1条中第5条関係)

(2) 期末手当の支給割合の改定

<6月支給分>

100分の220 → 100分の222.5

<12月支給分>

100分の220 → 100分の222.5

(第2条中第5条関係)

2 施行期日

上記1内容(1)について 公布の日

上記1内容(2)について 令和3年4月1日

議案第76号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 期末手当の支給割合の改定

<令和2年12月支給分>

100分の225 → 100分の220

(第1条中第5条関係)

(2) 期末手当の支給割合の改定

<6月支給分>

100分の220 → 100分の222.5

<12月支給分>

100分の220 → 100分の222.5

(第2条中第5条関係)

2 施行期日

上記1内容(1)について 公布の日

上記1内容(2)について 令和3年4月1日

議案第77号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 期末手当の支給割合の改定

<令和2年12月支給分>

100分の130 → 100分の125

(第1条中第17条の4関係)

(2) 期末手当の支給割合の改定

<6月支給分>

100分の125 → 100分の127.5

<12月支給分>

100分の125 → 100分の127.5

(第2条中第17条の4関係)

2 施行期日

上記1内容(1)について 公布の日

上記1内容(2)について 令和3年4月1日

議案第78号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 会計年度任用職員の給料表の改定

給料月額を示した会計年度任用職員給料表に改定

(第1条中第3条及び別表関係)

(2) 期末手当の支給割合の据置きその他所要の改正

<令和2年12月支給分>

100分の130に据置き

(第1条中第7条及び第16条関係)

(3) 期末手当の支給割合の改定

< 6月支給分 >

100分の130 → 100分の127.5

< 12月支給分 >

100分の130 → 100分の127.5

(第2条中第7条及び第16条関係)

2 施行期日

上記1内容(1)及び(2)について 公布の日

上記1内容(3)について 令和3年4月1日

条 例 案 の 概 要

議案第 8 2 号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）の一部改正に伴う国民健康保険税の減額に係る規定の整備、課税限度額の引上げその他所要の改正

(1) 基礎課税額の課税限度額の引上げ

「5 4 万円」 → 「5 7 万円」（医療給付費分）

（第 2 条第 2 項関係）

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得基準の見直し

令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 1 0 万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、次のとおり改正するもの

軽減 区分	軽減判定所得額
7 割 軽減	330000 ↓ $430000 + 100000 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
5 割 軽減	$330000 + 285000 \times \text{被保険者数}$ ↓ $430000 + 285000 \times \text{被保険者数} + 100000 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
2 割 軽減	$330000 + 520000 \times \text{被保険者数}$ ↓ $430000 + 520000 \times \text{被保険者数} + 100000 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$

（第 2 1 条関係）

(3) 上記(2)の軽減判定所得基準の見直しに合わせた公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例規定の整備及び文言の整理

(第21条の2及び附則第2項関係)

(4) 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例規定の整備

居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる土地などの低未利用土地等を譲渡した場合に100万円の特別控除を適用するもの

(附則第4項及び第5項関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第83号 幸手市国民健康保険出産費貸付条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う延滞金の割合の特例に関する規定の整備

(1) 特例基準割合の名称の改正

「特例基準割合」 → 「延滞金特例基準割合」

(2) 用語の整理

延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と定義

(3) その他規定の見直し

(附則第2項関係)

2 施行期日

令和3年1月1日

議案第84号 幸手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う延滞金の割合の特例に関する規定の整備

(1) 特例基準割合の名称の改正

「特例基準割合」 → 「延滞金特例基準割合」

(2) 用語及び文言の整理

延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と定義その他所要の改正

(附則第2条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 経過措置

改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 85 号 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部改正に伴う延滞金の割合の特例に関する規定の整備

(1) 特例基準割合の名称の改正

「特例基準割合」 → 「延滞金特例基準割合」

(2) 用語及び文言の整理

延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と定義その他所要の改正

(附則第 6 条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の附則第 6 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。